

岐阜県公報

号外(三) 令和六年三月二十六日

目次

人事委員会規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

人事委員会規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則(令和二年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「第四十六条」を「第五十四条」に、「第四十七条・第四十八条」を「第五十五条・第五十六条」に改める。

第十九条中「第二十三条第四項」の下に「及び条例第六条第二項において読み替えて準用する給与条例第二十五条第三項」を加える。

第四章 期末手当を「第四章 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第三十八条中「(以下「基準日」という。)」を削る。

第四十八条を第五十六条とする。

第四十七条中「期末手当」の下に「勤勉手当」を加え、同条を第五十五条とする。

第四十六条中「の期末手当基礎額」を「に規定する期末手当基礎額又は第五十一条に

規定する勤勉手当基礎額」に改め、第四章中同条を第五十四条とする。

第四十五条中「第五条第一項」の下に「及び第六条第一項」を加え、「別表第四」を

「別表第五」に改め、同条を第五十三条とする。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和六年三月二十六日

第四十四条中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条を第五十二条とし、第四十三条の次に次の八条を加える。

(勤勉手当の支給を受けない会計年度任用職員)

第四十四条 条例第六条第一項前段の人事委員会規則で定める者は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員のうち次に掲げるものとする。

- 一 休職にされている者
- 二 停職にされている者
- 三 育児休業をしている者のうち、育児休業条例第六条の三第二項に規定する者以外のもの
- 四 一週間の勤務時間が十五時間三十分未満の者
- 五 一会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六月に満たない者
- 六 全国的に報酬の統一が必要なため勤勉手当を支給することが適当でない職その他の人事委員会が定める職にある者

第四十五条 条例第六条第一項後段の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる会計年度任用職員とする。

- 一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者
- 二 その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた者
- 2 第四十条の規定は、前項の場合について準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第四十六条 条例第六条第二項において読み替えて準用する給与条例第二十五条第二項の人事委員会規則で定める基準は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第五十条に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合を支給割合として定めることとする。

(勤勉手当の期間率)

第四十七条 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第四に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第四十八条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。ただし、除外する期間の合計期間が一日未満である場合は、この限りでない。

- 一 停職にされている会計年度任用職員及び育児休業(第四十一条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用職員として在職した期間
- 二 休職にされていた期間(人事委員会が定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間を除く。)
- 三 条例第三条の規定により報酬を減額された期間(給与条例第四十七条第一項に規定する介護休暇に相当する休暇(次号に該当する場合を除く。以下「介護休暇に相当する休暇」という。)、同項に規定する介護時間に相当する休暇(第五号に該当する場合を除く。以下「介護時間に相当する休暇」という。)、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇(第七号に該当する場合を除く。以下「妊娠疾病休暇」という。))その他の任命権者が定める無給の休暇の承認を受けていた期間を除く。)
- 四 介護休暇に相当する休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等(週休日、任命権者の定めるところにより割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等)をいう。第七号において同じ。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- 五 介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- 六 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- 七 妊娠疾病休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- 八 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

3 六月一日に在職する会計年度任用職員であつて、その年の前年の十二月二日からその年の三月三十一日までの間において会計年度任用職員として勤務していたもの(第四十四条各号に掲げる者を除く。)に係る第一項の規定の適用については、同項中

「在職した期間」とあるのは、「在職した期間（その年の前年の十二月二日からその年の三月三十一日までの間において地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員として勤務した期間を含む。）」とする。

第四十九條 第四十二條第一項の規定は、前條に規定する條例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前條第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

(勤勉手当の成績率)

第五十條 成績率は、百分の二百五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(勤勉手当基礎額)

第五十一條 條例第六條第二項において読み替えて準用する給与條例第二十五條第三項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額で定める報酬の基本額の支給を受ける者 條例第二條第二項又は第四項の規定により月額で定める報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額
- 二 時間額で定める報酬の基本額の支給を受ける者 條例第二條第三項又は第四項の規定により時間額で定める報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額に、その者の一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから第十二條の規定により算定した時間を減じたものを乗じて得た額を十二で除して得た額

附則中第三項の前の見出し、同項から第六項まで、第七項の前の見出し、同項から第九項まで、第十項の前の見出し及び同項から第十七項までを削る。

別表第四を削る。

別表第五中「附則第九項」を「第四十七條」に改め、同表を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第五（第五十三條関係）

| 基 準 日 | | 支 給 日 | |
|-------|--|-------|--|
| 六月一日 | | 六月三十日 | |
| 十二月一日 | | 十二月十日 | |

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社